

## 令和8年かつらぎ夏まつり 出店規約

### 1. 出店について

- (1) 出店申込をもって出店確定とはなりません。申込内容を確認のうえ、実行委員会において出店者を決定します。
- (2) 応募多数の場合は、かつらぎ町内事業者を優先のうえ抽選とします。
- (3) 個人、グループ、団体単位での申し込みが可能です。
- (4) ブースシェアを行う場合は、代表者が申し込みを行い、出店者全員の屋号・氏名・出店内容を申告してください。
- (5) 出店内容によっては、営業許可証、製造許可証、古物商許可証等の提出をお願いする場合があります。
- (6) 申込内容に虚偽があった場合や、本規約を遵守いただけない場合は、出店をお断りする場合があります。
- (7) 出店場所については、実行委員会において決定します。出店者による場所指定はできません。

### 2. 出店料について

- (1) 出店料は、当日、実行委員会事務局へ現金でお支払いください。
- (2) 出店料は、会場設営費等を含む夏まつり運営全般に充てられます。
- (3) 出店料は、売上を保証するものではありません。

### 3. 搬入・搬出について

- (1) 搬入は当日午後2時30分から、搬出は夏まつり終了後1時間以内に行ってください。
- (2) 搬入搬出作業は、各自速やかに行ってください。
- (3) 関係者駐車場（プール南側）は、原則1出店者（1申込）につき1台まで利用可能です。
- (4) 関係者駐車場は、イベント開催中の車両の入退場はできません。
- (5) 関係者駐車場を利用する場合は、実行委員会が発行する駐車許可証を車両前面の見やすい位置に掲示してください。

### 4. 備品・設備について

- (1) テーブル、椅子等の備品は各自でご用意ください。
- (2) テント及び照明は、実行委員会で用意します。

- (3) 会場内に電源設備の用意はありません。必要に応じて、発電機等を各自でご用意ください。
- (4) 発電機及び火気設備を使用する場合は、申込時に必ず申告してください。
- (5) 火気を使用する場合は、必ず消火器を持参・設置してください。
- (6) 発電機への給油を行う場合は、火気及び来場者の安全確保を徹底してください。

## 5. 飲食物販売について

- (1) 飲食物を販売する場合は、関係法令及び保健所の指導を遵守してください。
- (2) 必要に応じて、営業許可証等の提出をお願いする場合があります。
- (3) 衛生管理を徹底し、事故や苦情等が発生しないよう十分注意してください。
- (4) 出店により発生したゴミ、排水等は各自で持ち帰り、適切に処理してください。
- (5) 各店舗で発生した行列等については、各出店者において整理をお願いします。

## 6. 禁止事項

- (1) 会場内へのゴミ、汚水等の投棄
- (2) 申込内容にない発電機、火気設備、電気機器等の使用
- (3) 消火器を設置しない状態での火気使用
- (4) 他の出店者や来場者へ迷惑となる行為

## 7. キャンセル・開催中止について

- (1) 出店決定後のキャンセルや、無断での遅刻・欠席等があった場合は、次回以降の出店をお断りする場合があります。
- (2) 台風、強風その他の荒天、自然災害、事件、事故等により、安全確保が困難と判断した場合は、実行委員会の判断により開催を中止または内容変更する場合があります。

## 8. 免責事項

- (1) 出店及び販売行為に関して発生した事故、苦情、トラブル等については、出店者の責任において対応してください。

- (2) 装飾、看板、備品等の管理は出店者自身で行い、第三者へ損害を与えた場合は、出店者の責任において対応してください。
- (3) 主催者は、盗難、紛失、事故、傷病等について一切の責任を負いません。
- (4) イベント中に事故等が発生した場合は、安全確保のためイベントを中断または中止する場合があります。

## 9. 個人情報について

- (1) 提供いただいた個人情報は、イベント運営及び警察・消防・保健所等への必要書類作成に使用します。
- (2) 個人情報は、関係法令に基づき適切に管理します。

## 10. その他

- (1) 出店内容により、警察・消防・保健所等への届出が必要となる場合があります。必要書類等の提出期限は必ず遵守してください。
- (2) 出店決定後、当日の従業員名簿について、7月中をめどに別途オンラインフォームにて提出をお願いする予定です。
- (3) 本規約に定めのない事項については、実行委員会の判断により決定します。